

開催期日 令和5年7月14日

開催場所 生涯学習センター輝ら里 アリーナ3

## 中島村農業委員会議事録

中島村農業委員会

## 中島村農業委員会議事録

### 1. 会議開散会の日時及び場所

開 会 令和5年7月14日 午後1時30分  
閉 会 令和5年7月14日 午後2時43分  
場 所 生涯学習センター輝ら里 アリーナ3

### 2. 会議に提出した議案

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について  
議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について  
議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する～第7号 処分について  
議案第8号 現況確認証明申請に対する処分について～第9号  
議案第10号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について  
議案第11号 中島村農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更(案)に対する意見の決定について

### 3. 会議を組織する者及び委員の出欠状況

定員12名中・出席者10名・欠席者2名

### 4. 会議に参加した者

中島村農業委員会事務局長 本間俊一

### 5. 会議書記

中島村農業委員会主任主事 萱森枝里子

### 6. 開 会

事務局長

事務局長をして、令和5年第7回の農業委員会総会を開催する旨を宣した。  
会長(あいさつ)

どうも皆さん改めましてこんにちは。第7回中島村農業委員会総会のご案内を申し上げましたところ、雨の中、足元の悪いところお集まりいただきましてありがとうございます。本当にご苦労様でございます。

7月に入りましてですね、まだ梅雨空でございます。今日も雨が降っておりますが、今年の気候は雨が降るときにはものすごく降る、降らないときにはものすごく暑いという典型的な天候のように見受けられます。こういった中で、各分野におかれまして、皆さん方におかれまして大変ご苦労なさっているのではないかとご推察申し上げます。おかげさまで農産物関係は順調に推移してい

るのかなという風にもご推察申し上げます。よその方では集中的なゲリラ豪雨ということで、甚大な被害が多ございまして、被害に遭われた方々には気の毒に感じているところであります。

さて、本日の案件でございますが、議案が11件ございます。どうぞ円滑なる審議のご協力をよろしくお願い申し上げます、簡単でございますが挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。

事務局長

議事録署名人の選出からは、議事進行を会長にお願いする旨を宣した。

議 長

議事に入る前に議事録署名人の選出について、5番水野谷一男農業委員、1番小林均農業委員を指名した。

議 長

議案第1号の審議の前に、中島村農業委員会会議規則第10条の規定により、4番鈴木一男農業委員の除斥を求めた。

—— 暫 時 休 議 ——

議 長

議事に入る旨を宣し、議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第1号受付番号第6号について、確認担当委員に報告を求めた。

4番芳賀敏行推進委員

議案第1号受付番号第6号につきまして、7月9日に、譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおりに間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認し、周辺の農地に支障はないものと思われま。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

3番天倉光喜農業委員

議案第1号受付番号第6号につきまして、只今芳賀推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、芳賀推進委員と同様に、現地についても7月9日に確認し、周辺の農地に支障はないものと思われま。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第2号受付番号第9号について、確認担当委員に報告を求めた。

4番芳賀敏行推進委員

議案第2号受付番号第9号につきまして、7月9日に、譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしました問題はなく、譲受人は農家であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

3番天倉光喜農業委員

議案第2号受付番号第9号につきまして、只今芳賀推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、芳賀推進委員と同様に、現地についても7月9日に確認いたしました問題はなく、譲受人は農家であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

4番鈴木一男農業委員の除斥を解除する旨を宣した。

—— 暫 時 休 議 ——

議 長

議事を再開する旨を宣し、4番鈴木一男農業委員に対し、議案第1号及び議案第2号については原案のとおり可決決定された旨を告知した。

議 長

続いて、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第3号受付番号第2号について、確認担当委員に報告を求めた。

6番吉田定雄推進委員

議案第3号受付番号第2号につきまして、7月11日に、設定人・●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、被設定人・●●●●さんの申請代理人の行政書士・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認し、現状通り更新するものとして問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

6番円谷宣芳農業委員

議案第3号受付番号第2号につきまして、只今吉田推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また吉田推進委員と同様に、現地についても7月11日に確認し、現状通り更新するものとして問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第4号及び議案第5号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、関連案件であるため、一括上程としてよいか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

続いて、議案第4号及び議案第5号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第4号及び議案第5号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第4号受付番号第10号及び議案第5号受付番号第11号について、確認担当委員に報告を求めた。

6番吉田定雄推進委員

議案第4号受付番号第10号及び議案第5号受付番号第11号につきまして、7月11日に、申請人・●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●●さんの申請代理人の行政書士・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認し、下部の農地の耕作について問題ないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

6番円谷宣芳農業委員

議案第4号受付番号第10号及び議案第5号受付番号第11号につきまして、只今吉田推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、吉田推進委員と同様に、現地についても7月11日に確認し、下部の農

地の耕作について問題ないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮つたところ。

———— 異議なしの声多数 ————

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮つたところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第4号及び議案第5号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第6号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第6号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第6号受付番号第12号について、確認担当委員に報告を求めた。

6番吉田定雄推進委員

議案第6号受付番号第12号につきまして、7月9日に、譲渡人・●●●●●さん、譲受人・●●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしましたが問題はなく、譲受人は農家でもあり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

6番円谷宣芳農業委員

議案第6号受付番号第12号につきまして、只今吉田推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、吉田推進委員と同様に、現地についても7月9日に確認いたしましたが問題はなく、譲受人は農家であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮つたところ。

———— 異議なしの声多数 ————

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第6号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第7号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第7号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第7号受付番号第13号について、確認担当委員に報告を求めた。

2番小室英将推進委員

議案第7号受付番号第13号につきまして、本日、譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さんの申請代理人の行政書士・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても本日確認いたしましたが無問題で、譲受人は農家であり、耕作についても問題ないと思われまふ。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

1番小林均農業委員

議案第7号受付番号第13号につきまして、只今小室推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、小室推進委員と同様に、現地についても本日確認いたしましたが無問題で、譲受人は農家であり、耕作についても問題ないと思われまふ。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第7号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第8号現況確認証明申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第8号現況確認証明申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第8号受付番号第4号について、確認担当委員に報告を求めた。

2番小室英将推進委員

議案第8号受付番号第4号につきまして、本日12時30分より、申請代理人の行政書士・●●●●さん、小林委員、鈴木推進委員、私を含めた農業委員・推進委員3名及び事務局の立ち合いで現地確認を行いました。申請地の現況につきましては、畑の様相は無く、杉の木に覆われた山林の状態となっております。山林化してから数十年経っており、農地への復元が困難であることから、現地確認の結果、非農地であると判断しましたことをご報告いたします。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

1番小林均農業委員

議案第8号受付番号第4号につきまして、只今小室推進委員より報告があった内容については間違いございません。また、現地調査に私も同行し、直接現地を見てまいりましたが、小室推進委員と同様、農地への復元が困難であることから、非農地であると判断しましたことをご報告いたします。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

——— 異議なしの声多数 ———

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

——— 全員異議なしの声あり ———

議 長

異議ないものと認め、議案第8号現況確認証明申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第9号現況確認証明申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第9号現況確認証明申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第9号受付番号第5号について、確認担当委員に報告を求めた。

事務局

確認担当の大木推進委員が欠席されておりますが、現地調査に立ち会いいただき報告書を提出いただいておりますので、代理で報告させていただきます。議案第9号受付番号第5号につきまして、本日12時10分より、申請代理人・行政書士法人●●●●さん、円谷会長、水野谷委員、大木推進委員の農業委員・推進委員3名及び事務局の立ち合いで現地確認を行いました。申請地の現況につきましては、畑の様相は無く、樹木に覆われた山林の状態となっております。山林化してから数十年経っており、農地への復元が困難であることから、現地確認の結果、非農地であると判断しましたことをご報告いたします。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5番水野谷一男農業委員

議案第9号受付番号第5号につきまして、只今事務局より報告があった内容については間違いございません。また、現地調査に私も同行し、直接現地を見てまいりましたが、農地への復元が困難であると思われるため、非農地であると判断しましたことをご報告いたします。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第9号現況確認証明申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第10号農用地利用集積計画に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第10号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第10号受付番号第46号について、確認担当委員に報告を求めた。

事務局

大木推進委員より報告書を提出いただいておりますので、代理で報告させていただきます。議案第10号受付番号第46号につきまして、7月10日に、貸し手・●●●●さん、借り手・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしましたが無問題で、借り手は農家であり、耕作についても問題ないと思われまふ。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5番水野谷一男農業委員

議案第10号受付番号第46号につきまして、只今事務局より報告がありました内容については間違いございません。また、只今の報告と同様に、現地についても7月10日に確認いたしましたが無問題で、借り手は農家であり、耕作についても問題ないと思われまふ。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮つたところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮つたところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第10号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第11号中島村農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更(案)に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局

議案第11号中島村農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更(案)に対する意見の決定について説明した。

議長

事務局より説明があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議長

異議ないものと認め、議案第11号中島村農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更(案)に対する意見の決定については、原案のとおり異議ない旨村長へ回答する旨を宣した。

議長

以上をもって、全議案審議終了の旨を宣した。

事務局長

その他に入る旨を宣した。

一点目 次回の農業委員会総会は、8月15日(火)に生涯学習センター輝ら里で行う。

二点目 農地売却に関する相談について

三点目 農地利用状況調査(遊休農地調査)の実施依頼について

四点目 2023年度農業委員会業務必携の配布について

五点目 令和5年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について

事務局長

以上をもって、閉会する旨を宣した。

閉 会 の 日 時  
令和5年7月14日 午後2時43分